

## 国土交通省告示第三百十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十一年三月二十五日

国土交通大臣 金子 一義

### 第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道55号改築工事（南国安芸道路・高知県香南市香我美町徳王子字花宴地内から同県安芸郡芸西村西分字浅津地内まで）並びにこれに伴う附帯工事、県道及び農業用道路付替工事

### 第3 起業地

1 収用の部分 高知県香南市香我美町徳王子字花宴、字榊、字須磨、字野分、字鈴虫及び字夕霧、夜須町坪井字瀧ヶ谷奥、字瀧ヶ岡、字瀧ヶ谷、字神木、字ワクカ内、字野神、字コモノ本、字熊崎、字上樋田、字畑田、字千本田及び字下針原、夜須町西山字西峯、字丸山、字峯瀧、字旭山及び字成相、夜須町出口字城ノ門、字上中代、字船渡、字堀町、字ス川、字ツクダ、字口槇ヶ谷及び字槇ヶ谷、夜須町千切字槇ヶ谷及び字伊槇谷並びに夜須町手結山字茱萸谷山、字茱萸谷、字大戸山及び字中大戸山地内  
高知県安芸郡芸西村西分字柿ノ木、字芋谷、字山屋敷、字アゾウ谷、字ヒエジリ、字須川谷、字飯森山、字飯森東端、字榎田及び字浅津地内

2 使用の部分 高知県香南市香我美町徳王子字花宴、字榊、字須磨、字野分、字鈴虫及び字夕霧、夜須町坪井字瀧ヶ谷奥、字瀧ヶ岡、字瀧ヶ谷、字神木、字ワクカ内、字野神、字コモノ本、字熊崎、字上樋田、字畑田、字千本田及び字下針原、夜須町西山字西峯、字峯瀧及び字成相、夜須町出口字城ノ門、字上中代、字船渡、字ツクダ及び字槇ヶ谷、夜須町千切字伊槇谷、字北平、字南ノ平、字湊谷北平及び字奥湊谷並びに夜須町手結山字ナベラ、字鴻ノ峯、字熊谷、字葛谷、字茱萸谷山、字茱萸谷、字大谷山、字大戸山、字中大戸山、字上大谷山、字下大谷山、字上萩谷、字谷相山、字北谷相岩淵山、字中谷相岩淵山、字西谷相南平、字西豊田山、字奥猫谷山及び字谷相南平地内

高知県安芸郡芸西村西分字放山、字紅屋田、字柿ノ木、字芋谷、字山屋敷、字アゾウ谷、字ヒエジリ、字須川谷、字飯森山、字飯森東端、字榎田及び字浅津地内

### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県南国市物部字下王島地内から同県安芸郡芸西村西分字浅津地内までの延長12.5km区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道55号改築工事（南国安芸道路）並びにこれに伴う附帯工事、県道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道55号改築工事（南国安芸道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第3号に規定する都道府県道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する農業用道路に関する事業に該当し、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### 得られる公共の利益

一般国道55号（以下「本路線」という。）は、徳島市を起点とし、小松島市、阿南市、室戸市、安芸市及び南国市等を経て、高知市に至る延長約216kmの路線であり、四国東南部の太平洋沿岸に存する主要都市を結ぶ主要幹線道路である。

本路線が通過する南国市、香南市及び安芸郡芸西村等の県都高知市の東部に位置する地域は、全国有数の生産量を誇るししとう、にら、なす等の園芸農業が盛んであり、また、県内有数の利用者を誇る海水浴場やゴルフ場、手結住吉県立自然公園に指定されている香南市から芸西村にかけての海岸線など観光資源が豊富な地域である。

しかし、当該地域におけるこれら農産品の物流や観光の交通は、そのほとんどを自動車輸送に依存しており、また、高知市と当該地域との間を連絡する主要幹線道路は本路線のみであることから、これらを連絡し、地域経済の発展や地域間交流に資する高速交通ネットワークの整備が求められている。

また、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、農産品の物流や観光の交通に加え、地域社会の日常生活等の交通にも広く利用されており、交通量が多いにもかかわらず、一部の区間が幅員の狭小な2車線の道路であることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、香南市夜須町手結字八ヶ田地内で20,675台/日、同市香我美町岸本字ムノ丸地内で25,190台/日、混雑度は、それぞれ1.50、2.32となっている。

本件事業は、このような交通の状況に対処するために計画された一般国道の自動車専用道路「高知東部自動車道」の一部をなす道路であり、本件事業の完成により、高知市と南国市の間について現在整備が進められている高知南国道路と一体となり、さらに、高知市内の高知ジャンクション（仮称）にて高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線と連絡することから、高知市とその東部に位置する地域の間における高速交通ネットワークが形成され、高知新港や高知空港等へのアクセス性の向上が図られるとともに、高知県内における自動車交通の定時性の確保、移動時間の短縮が図られることが認められる。

また、農産品の物流や観光等の交通が現道から本件区間に転換されることから、現道の交通混雑が緩和されるとともに、幅員が狭小で、災害時等には通行止めが発生する現道の隘路区間を迂回できる代替路線としての機能も確保されるため、高知県における本路線の主要幹線道路としての機能の強化も図られることが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である高知県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成11年5月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、騒音の評価項目について一部環境基準を満足しない値が見られるが、遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直しや上記の環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成18年3月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、評価項目のうち大気質及び振動については環境基準等を満足し、騒音については一部環境基準を満足しない値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり遮音壁の設置を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## **失われる利益**

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサの飛翔が確認されたが、これらの営巣は確認されておらず、本件事業実施後も周辺に生息環境を広く

残すこととなるため、影響は軽微であると評価されている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧 A類として掲載されているイチモンジタナゴ、絶滅危惧 B類として掲載されているアカウミガメ、ゲンゴロウブナ、絶滅危惧 類として記載されているコギシギシ、ハマネナシカズラ、キキョウ、ミズオオバコ、キンラン等が確認されているが、本件区間は、これら動植物の主な生息又は生育環境である山地部をトンネル構造で通過し、河川を橋梁構造で通過するため地形の改変は限定的であること、また、本件事業実施後も周辺に生息又は生育環境を広く残すことから、影響は軽微であると評価されている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が9箇所存在するが、起業者は、高知県教育委員会との協議により必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### **事業計画の合理性**

本件事業は、高知市とその東部に位置する南国市、香南市及び安芸郡芸西村等との間における高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき、バイパス方式により4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成11年6月4日付けで決定された都市計画と、インターチェンジ部のランプ形状の見直し、トンネル坑口の位置の変更、盛土構造から橋梁構造への変更等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴い、附帯工事として行う工事用道路の設置工事並びに県道及び農業用道路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## **4 法第20条第4号の要件への適合性**

### **事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、高知市とその東部に位置する南国市、香南市及び安芸郡芸西村等との間における高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、現道において発生している交通混雑をできるだけ早期に緩和する必要がある

ると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長等からなる高知東部自動車道整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### **起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県香南市役所及び安芸郡芸西村役場

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 高知県香南市香我美町徳王子字花宴、字榊、字須磨、字野分、字鈴虫及び字夕霧、夜須町坪井字瀧ヶ谷奥、字瀧ヶ岡、字瀧ヶ谷、字神木、字ワクカ内、字野神、字コモノ本、字熊崎及び字上樋田並びに夜須町西山字西峯、字丸山、字峯瀧、字旭山及び字成相地内